

## 9月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和2年9月30日（水）
- 2 場所 市役所3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第25号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について ……資料1（教育総務課）
  - 日程第5 議案第26号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について ……資料2（文化財保護課）
  - 日程第6 議案第27号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施について ……資料3（学校教育課）
  - 日程第7 報告第17号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の制定について ……資料9（学校教育課）
- その他報告事項
  - 教育委員会の後援名義等使用について ……資料4（教育総務課）
  - デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について ……資料5（生涯学習課）
  - 藤井寺少年野球教室～キャッチボールクラシック in 藤井寺～について ……資料6（スポーツ振興課）
  - スポーツフェスティバル実行委員会関連事業の中止について
    - ・藤井寺市民ニュースポーツフェスタ
    - ・藤井寺市民マラソン大会 ……（スポーツ振興課）
  - 学校図書館システム連携事業について ……資料7（図書館）
  - 教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について ……資料8（教育総務課）
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹  
教育委員（教育長職務代理者） 藤本 英生  
教育委員 糸野 聡史  
教育委員 福村 尚子  
教育委員 足立 敦子
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部次長兼教育総務課長  
教育部次長兼生涯学習課長、学校教育課長、文化財保護課長  
スポーツ振興課長、図書館長
- 6 書記 教育総務課課長代理
- 7 傍聴者 2人

午後 2 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

みなさん、こんにちは。ただ今から、9月定例教育委員会議を始めます。

前回の会議から少し時間がたちましたが、その間、短い夏休みが終わりまして、8月17日から2学期がスタートいたしました。出口の見えないWithコロナの時代で、国民全体が新しい生活様式を励行する課題が課せられた中でございます。学校再開当初に、皆さんもご存じのとおり授業時数の確保や学びの保障というのが強調され、喫緊の課題でございましたが、最近、少し論調が変わってまいりまして、学びの保障とともに子どもたちにとって豊かな充実した学校生活をどう取り戻すのか、そのための工夫ということをかなり強調されてまいりました。以前ですと、学校行事を全て止め、全て勉強というような風潮がかなり強かったのですが、各学校におきましては、修学旅行や体育大会などの学校行事の実施や、その方法について本当に苦慮しているところでございます。9月上旬から10月にかけてまして中学校で修学旅行を当初計画されておりましたが、8月のコロナの状況がまた急上昇してきたことを踏まえて一旦中止を決定いたしました。しかし、その後、子どもたちの心情を考慮してもう一度なんとか何か出来ないかと再度計画を立て直しまして、道明寺中学校は本来2泊の旅行を滋賀県への1泊の旅行、また、藤井寺中学校はスペイン村へ日帰り旅行、第三中学校はユニバーサルスタジオジャパンの日帰り旅行を10月中に計画しているところです。今、大阪は少し収まってきているところなので、何とか無事に実施できたらなと思っているところでございます。運動会についても、中学校の体育大会は雨天で金曜日が延期になりましたが、昨日9月29日火曜日に保護者の参加はなしでしたが無事に終了いたしました。今後とも感染予防に配慮して、できるだけ充実した学校生活が送れますよう、そのための工夫を各学校をお願いしているところでございます。

それでは、本日の会議に入らせていただきます。はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、福村委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回7月の定例教育委員会会議及び臨時教育委員会の会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

今回、教育長報告は特にございませぬ。

それでは、会議次第に従いまして、ただ今より議事に入ります。本日は、議案が3件、報告が1件、その他報告事項が6件です。

まず、議案第25号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、教育部長、説明願います。

○教育部長

それでは、議案第25号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定につきまして提案説明させていただきます。

藤井寺市教育委員会感謝状贈呈要綱第7条の規定によりまして、令和2年度教育委員会感謝状贈呈者にかかる審査会を9月11日に開催し、別紙資料1のとおりとなりましたのでご報告させていただきます。

《藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の審査結果について説明》

○教育長

ありがとうございました。それではただ今の件について、委員の皆様、何かご質問ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、議案第25号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、このとおり決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第25号について提案のとおり決定いたします。

次に、議案第26号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について、文化財保護課長、説明願います。

○文化財保護課長

議案第26号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱につきましてご説明させていただきます。資料は2になります。

文化財保護課では、第1次史跡古市古墳群整備基本計画に基づき、古市古墳群の整備を進めているところです。整備にあたりましては、その内容を専門的見地から審議するため、「史跡古市古墳群整備検討委員会規則」に基づき同委員会の委員の委嘱を行っています。令和2年9月30日で委員の任期が切れるため、10月1日付であらたに委員を委嘱しようとするものでございます。では、史跡古市古墳群整備検討委員会の委嘱内容について説明させていただきます。

委嘱予定委員は別紙名簿の6名を予定させていただいており、いずれも前回からの継続となります。委嘱期間は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までで、任期は2年となります。委員会は年間2～3回の開催を予定しており、委員報酬は1回につき9,500円でございます。

今後の委員会では、整備基本計画に基づいた各古墳の具体的な整備方法や、

新たに策定予定の「史跡古市古墳群保存活用計画」についての専門的見地からの指導助言をいただく予定をしております。

以上、史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

史跡古市古墳群整備基本計画に基づき整備を進めているとのことですが、現在は、どのような整備が行われているのか教えてください。

○文化財保護課長

令和元年度から、史跡古市古墳群城山古墳の墳丘損壊箇所を保護するための緊急整備を実施しています。これは令和2年度にかけて2か年で実施しております。内容といたしましては、同古墳の墳丘部分の土が流失して損壊している箇所を土のうで覆い、その表面に植生シートを敷くものです。この緊急整備により、城山古墳の墳丘のこれ以上の損壊を防ぎ、保全・保護を図ることができるものと考えております。以上でございます。

○教育長

城山古墳の整備についてご説明いただきました。他にご質問ございますか。

○委員

史跡古市古墳群保存活用計画を新たに策定予定とのことですが、これは、どのようなものですか。

○文化財保護課長

史跡古市古墳群保存活用計画は、貴重な歴史資産である古市古墳群を未来へ確実に継承していくことを目的としています。そして、同古墳群の適切な保存活用を図るための基本方針、方法などを定めようとするものです。策定にあたりましては、世界遺産登録にあたってのユネスコの勧告等をふまえ、内容の検討を行い、令和3年度、令和4年度の2か年にかけて策定する予定です。以上です。

○教育長

令和3年度、4年度の2か年で策定するということでございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第26号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱につい

て、このとおり決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは議案第26号について、提案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第27号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施について説明をさせていただきます。資料3 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領をご覧ください。

まず、学力テストの目的ですが、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること」となっております。この目的を達成させるために、児童は、自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること、それから家庭は、子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって子どもを支援すること、学校は、教員が子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行い、授業等の指導改善を図ると共に、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させること、さらに学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図ること、それから市教育委員会は、各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行うとともに、状況に応じた教育の充実のため、施策を推進すること、というかたちで、児童、保護者、学校、教育委員会それぞれが、この取組の充実に努めることとしております。

続いて、このテスト及びアンケートの内容についてですが、対象は第5学年及び第6学年の児童で、第5学年では国語、算数、理科及び教科横断的な問題を、第6学年では全国学力学習状況調査と本学力テストが同日実施されるので、教科横断的な問題のみをテストとして実施することとなっております。

各学年とも、原則としまして前学年までの学習内容で、教科問題については当該学年までに定着すべき基本的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題となっております。

教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題となっております。出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の形式で出題されることとなっております。

次にアンケートにつきましては、児童用アンケートでは、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活

にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートとなっております。教員用アンケートは、第5学年、第6学年の学級担任が対象で、教員自身が授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートとなっております。

続いて、テスト及びアンケートの実施日及び時間についてですが、実施日は令和3年5月27日木曜日で、国の実施する全国学力学習状況調査と同日となっております。テスト及び児童アンケートの時間は、国語、算数、理科は、それぞれ20分、教科横断的な問題は40分となっております。児童アンケートは20分程度、教員アンケートは学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施することとなっております。

次に、テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項ですが、テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとし、結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすることとされております。このことを踏まえ、公表にあたっては、本学力テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと、テスト及びアンケートの結果の公表を行う教育委員会または学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組や、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと、市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること、なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した好評などは行わないこと、大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごとまたは村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠とし、同条例における非公開情報として取扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応することとしております。

このように、中学校が実施しておりますチャレンジテストと同様に、テスト結果の取扱いにつきましては十分配慮することとなっております。以上で説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

#### ○教育長

ありがとうございました。大阪府から示された新しいテスト「小学生すくすくテスト」の目的、内容や実施日、取扱いに関する配慮事項等について説明がございました。新しい取組で少し長い説明になりましたが、要約を資料3の実施要領の中で謳っておりますので少し目を通していただけますか。それでは、何かご質問等ございますか。

○委員

このテストは対象学年が5年生と6年生となっていますが、小学校生活の集大成として6年生で学力テストを受けるのではなく、5年生で学力テストを受ける効果としては、どんな効果が考えられますか。

○学校教育課長

本学力テストの目的にもありましたように、自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服していくことは、一定程度の年齢から身に着けるべき力であると考えます。

本学力テストでは、児童一人ひとりに、分析結果が分かりやすく示されることになっておりますので、自分自身の強みや弱みを知り、それを克服するための取組を児童自身が主体的に自主的に取り組み、一つの機会になるのではないかと思います。

この点で、5年生はテスト結果がでてから、1年半ほど小学校での学習の期間が残っていますので、時間をかけて、自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服していく力を身につけていく効果があるのではないかと考えております。以上です。

○教育長

他にご質問ございますか。

○委員

児童の学力向上に向けた取組を行うには、子ども達の実態を正確に把握することが必要であり、そのためのテストは一定必要であるというのは分かります。ただ、府下統一のテストとなると、その対策に子どもたちや学校が振り回されるようなことになっては本末転倒だと思いますが、この点は大丈夫でしょうか。

○学校教育課長

児童の学力状況を把握し、教育施策や教育活動の成果や課題を検証することは指導の改善や重点化にとって重要なことであります。本学力テストの目的に合致した取組になるよう、このテスト事態を活用していければと考えております。

また、調査で得られる学力の一部分だけにとらわれず、児童の豊かな人格形成のため「生きる力」の育成をめざすことを教育の柱とした指導を各学校で進め、テスト対策に子どもたちや学校が振り回されることが無いようにしてまいりたいと考えております。以上です。

○教育長

他にご質問ございますか。

○委員

この学力テストには、「教科横断的な問題」が出題されるということですが、この学力テストを学校としてはどう活用していくのか教えてください。

○学校教育課長

学力テストの結果は全国学力学習状況調査と同様に、細かなデータが送られてきますので、そのデータを基に児童の学力向上のための、授業改善や個別指導に活用していくこととなります。また、教科横断的な問題の回答結果を参考に、知識技能の習得だけでなく、身に着けた知識や技能を、様々な生活の場面で選択し、組み合わせて活用していく力、思考力や判断力が身につくような指導をしていくために、活用していくことになると考えております。以上です・

○教育長

他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第27号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施につきまして、このとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第27号について、提案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。報告第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告させていただきます。報告第17号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の制定について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の制定について説明させていただきます。冒頭の教育長のご挨拶の中にもありましたが、学校再開等の授業時数の確保、学びの保障が喫緊の課題でありましたが、文部科学省からは、学校の段階的再開に伴う児童生徒の学びの保障について、国として、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制の強化へ支援を行うことが示されています。これをうけまして、6月中旬に大阪府教育庁より、様々な補助事業について希望調査がありました。本市では、市内の小中学校の状況を鑑み、感染症対策により増大している教員の業務の軽減と、長期の休業によって浮彫となった児童生徒の学力課題改善のために、大阪府教育委員会スクールサポートスタッフ配置事業、補助金事業及び大阪府学習支援員配置事業を活用することとしました。喫緊の課題への対応のため、小中10校に1日でも早く学習支援員・スクール



サポートスタッフを配置するために、遅くとも9月からの任用に向け交付申請や本規則の制定の準備を並行して早急に進めてまいりました。

進行状況としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、7月31日付で本規則の制定について教育長として専決をしていただき、8月3日付で一般に公募、8月19、21、25日の三日間にかけて面接試験を実施し、9月1日付で各校に配置いたしました。以上報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件につきまして委員の皆様、何かご質問ございますか。

○委員

各校の配置状況は、現在の段階でどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

学習支援員につきましては、市内小中学校全てに配置済となっております。

ただ、スクールサポートスタッフにつきましては、現段階で2校が未配置の状況です。引き続きホームページ・藤井寺市立小中学校サポーター人材関係の登録というかたちで公募させていただいており、登録があり次第、随時面接を実施して任用に繋げていきたいと考えております。以上です。

○委員

もう1件よろしいでしょうか。これを配置して、学校での何か効果は表れましたでしょうか。

○学校教育課長

まだ配置してから1か月程度ですので、明確に効果があったということはい切れないところではありますが、配置により、すごく助かっているという現場の声は聞いております。今後、効果について具体的に検証することも含めまして、各校の適切な活用状況について把握してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長

学校支援社会人等の積極的な活用ということで頑張っていたいただきたいと思います。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第17号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の制定について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第17号について承認いたします。

次に、その他報告事項6件につきまして報告いたします。まず教育委員会の後援名義等の使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきまして、令和2年7月に使用承認の専決処理をした事業は、資料4の3件でございました。8月については、ございませんでした。

以上、藤井寺市教育委員会の後援名義等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき報告させていただきます。

○教育長

資料4記載の3件ということですが、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それではこの件は終わりました、次にデジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

ご報告いたします。デジタル防災行政無線を活用した帰宅誘導放送の実施についてでございます。実施日は令和2年8月1日から8月16日まで、本年度の夏期休業期間中となります、午後5時から約1分程度の放送でございます。内容といたしましては、市内に設置されましたデジタル防災行政無線のスピーカーを活用いたしまして、帰宅誘導のための「夕焼け小焼け」のメロディーを放送しております。また今年度につきましては、本件につきまして市民の方より、「どのスピーカーから放送しているのか」というお問い合わせがございましたので担当よりご説明をしてご了承をいただいております。以上でございます。

○教育長

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

ではこの件は終了いたしまして、次に、藤井寺市少年野球教室～キャッチボールクラシック in 藤井寺～について、スポーツ振興課長、説明願います。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、「藤井寺市少年野球教室 キャッチボールクラシック

in 藤井寺」についてご報告させていただきます。資料は6でございます。  
今回の開催で3回目となるこの事業は、昨年度に引き続き、日本プロ野球選手会より4名のプロ野球OB選手を講師としてお招きし、市内の小・中学生を対象とした野球教室を開催するものです。また、この野球教室と併せて、9人1組のチームが2分間で何回キャッチボールができるかを競う、「キャッチボールクラシック」も開催いたします。開催日時は、令和2年11月15日の日曜日、12時30分からを予定しております。会場は、市立スポーツセンターで行います。ただし、雨天等により、当日のグラウンドコンディションが良くない場合は、午前8時の時点で中止するかどうかの判断をいたします。

この事業に関する周知につきましては、10月号広報ふじいでら及び市のホームページ等に掲載し、参加を呼び掛けます。

ただし、今年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、様々な制限をかけさせていただくとともに、当日予定しております運営スケジュールも大幅に変更して実施することも想定されます。

また、事業実施日の前日までにおける、新型コロナウイルス感染拡大状況次第では、事業そのものを中止しなければならない場合も考えられます。

以上でございます。

#### ○教育長

この件について何かご質問ございますか。

#### ○委員

今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための対策が必要となると思いますが、具体的にはどのような対策を考えていますか。

#### ○スポーツ振興課長

お答えします。まずは、当該事業に参加を希望された各種野球チームの代表者様に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる注意事項を記載したものを配布する予定です。

また、併せて、各チームの選手に対し、新型コロナウイルス感染症に関するセルフチェックを行っていただくためのチェックシートを配布する予定です。セルフチェックの項目につきましては、当日の体温や、のどの痛みの有無、また、同居家族や身近な知人に感染の疑いがある人の有無などとなっており、体温が37度5分以上の方や、チェックシートの項目に当てはまるような方などにつきましては、当日の参加を控えていただく場合もあることも明記いたします。

事業実施中につきましても、人と人との距離を保つよう呼びかけるとともに、運動中以外は、マスクの着用をお願いするものです。その他、考えられる限りの感染拡大防止策をもって臨むことができるよう、現在本課において準備中でございます。以上でございます。

○教育長

他にご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは次に、スポーツフェスティバル実行委員会関連事業（藤井寺市民ニューススポーツフェスタ・藤井寺市民マラソン大会）の中止について、スポーツ振興課長、説明願います。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、「令和2年度のスポーツフェスティバル実行委員会関連事業の中止について」ご報告させていただきます。資料等は特にございません。

委員の皆様もご承知のとおり、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大という世界レベルの災害が発生し、本市におきましても年度当初からさまざまなイベント等が中止又は延期となっております。

本課といたしましても、市民スポーツの普及振興を目的として、本来であれば年間を通じて様々なスポーツイベントを開催しているところではございますが、例年11月の第2日曜日に開催しております、「藤井寺市民ニューススポーツフェスタ」及び、例年1月の第3日曜日に開催しております、「藤井寺市民マラソン大会」につきましては、去る7月20日に、当該事業の主催団体である、藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会の会議を開催し、その中で出た意見として、「事業の開催場所やその性質上、コロナウイルス感染拡大の防止を施しつつ、当該イベントを実施することは困難ではないか。」という結論に至り、今年度の開催を見送ることといたしました。

このことは、既に市長をはじめとした理事者にもご報告し、ご承認を得ているものでございます。

なお、本日委員の皆様におかれましては、お手元に事業中止における文書を配布させていただきましたので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長

主催の実行委員会で決定されたということでございます。このことについて何かご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは次に、学校図書館システム連携事業について、図書館長、説明願います。

○図書館長

市立図書館と学校図書館のWEB連携についてご報告申し上げます。資料は7となります。

10月1日から、学校図書館システム連携が始まります。市立図書館と学校図書館が蔵書管理システムでつながり、一つの図書館として運用できるようになります。蔵書データを共有し、市立図書館から学校図書館へ、また各学校図書館間において、図書を相互に貸し出しする相互貸借システムの運

用を予定しています。相互貸借をスムーズに行うため、図書館と各学校図書館の図書の配送便の整備も行っていきます。

市立図書館と学校図書館がつながる蔵書管理システムの導入や配送便の実施は大阪府下でも珍しく、また運用についても全小中学校に配置されている学校司書と協力ができるなど、非常に先進的な取組となります。

今後は、システム連携のメリットを生かし、市として一体的な図書館環境の整備や蔵書の構築を図ってまいります。学校図書館への支援として、各校の不足している分野の図書を重点的に収集し貸し出しを行うほか、学校司書への選書のアドバイス、教職員への授業で使用する図書の選定と提供など、従来から行っていた連携をさらに充実し、学校図書館が子どもたちの学びのサポートができるよう、図書館も支援をしてまいります。

また、児童生徒への読書活動の推進として、市立図書館にある図書を学校図書館を通じて貸し出しをしていく予定にしています。図書館より遠方の児童生徒の利便性の向上や、学校図書館にない図書を読むことができるなど、読書環境が整備されていくよう努めてまいります。

現在、学校司書にシステム操作に慣れていただくことや、運用についての調整を行っておりますことから、広報や児童生徒への周知につきましては今しばらくお時間を頂戴したいと存じます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上ご報告とさせていただきます。

○教育長

このことについて何かご質問等ございますか。

○委員

システム連携をすることで、どんなことができるようになりますか。

○図書館長

市立図書館が学校図書館の蔵書を把握することができ、児童生徒や教師のニーズに応えられる、より幅広い資料を収集することができます。また、蔵書をシステム管理することで、資料を相互貸借し収集した資料を効率的に使用することができるようになります。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

児童生徒の読書活動推進にどのような効果があるのでしょうか。

○図書館長

学校図書館に所蔵されていない図書でも、市立図書館の相互貸借を利用する

ことで、児童生徒の読書欲求に応え図書館の利用促進に繋げていきます。市立図書館から借り受けた資料につきましても、児童生徒へ個人貸出することができるよう環境整備を進めているところです。段階貸出を推進して、調べ学習や自由読書など児童生徒の学校での読書活動の充実や教職員との連携に繋げていきたいと考えております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは次に、教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

ご説明いたします。毎年行っております教育委員会の点検評価報告書の案がまとまりました。今年度も、藤井寺市教育振興基本計画をもとに各課の事業を整理し、令和元年度の教育部各課の事業について点検評価を行っております。11月定例教育委員会会議におきまして、点検評価委員にもご出席いただき、各課の事業についてご意見をいただく予定ですので、よろしく願います。以上です。

○教育長

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

大変長い文章の資料をお渡ししておりますが、先日ご承認いただきました評価委員の福本先生に11月にお越しいただきまして、この点検評価に関して評価していただきますので、その時までにはしっかりと目を通していただけたらと思います。

以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。全体を通じまして何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして9月の定例教育委員会会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時50分